

報告第7号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和6年6月17日

長崎県知事 大石 賢 吾

令和 5 年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ36,328千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45,287千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(貸付勘定)		千円 80,000	千円 △35,000	千円 45,000
2 繰 越 金		72,289	△35,080	37,209
	1 繰 越 金	72,289	△35,080	37,209
3 諸 収 入		7,651	80	7,731
	1 貸付金元利収入	7,651	80	7,731
(業務勘定)		1,615	△1,328	287
1 繰 入 金		1,553	△1,330	223
	1 一般会計繰入金	1,553	△1,330	223
2 繰 越 金		1	△1	0
	1 繰 越 金	1	△1	0
3 諸 収 入		61	3	64
	1 県預金利子	60	4	64

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	2 雑 入	千円 1	千円 Δ1	千円 0
歳 入	合 計	81,615	Δ36,328	45,287

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(貸付勘定)		千円 80,000	千円 △35,000	千円 45,000
1 農林水産業費		80,000	△35,000	45,000
	1 水産業費	80,000	△35,000	45,000
(業務勘定)		1,615	△1,328	287
1 農林水産業費		1,615	△1,328	287
	1 水産業費	1,615	△1,328	287
歳 出 合 計		81,615	△36,328	45,287